

建設発生土の受入募集について

令和元年11月12日
国土交通省八代河川国道事務所

1. 募集の主旨

国土交通省八代河川国道事務所では、球磨川掘削工事にて発生する建設発生土について、河川環境の保全を目的として有効利用を考えています。

このため、建設発生土を搬出に伴い受入地を公募致します。

2. 応募要件

(1) 応募できる方

令和元年11月以降、埋立等の土地造成を予定されている土地を所有されている方。

※いずれも企業・法人、個人は問いません。(複数の個人が集まった組織でも可)

(2) 土地の要件

- ① 球磨川沿川（八代市、球磨村、芦北町、人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町）であること。
- ② 受入土量が1箇所当たり5,000立方メートル程度以上あること。5,000立方メートルに満たない場合は、別途ご相談ください。
- ③ 大型ダンプトラック（10t車）で土砂の搬入ができること。
- ④ 法律、関係条例上受入を行うことが可能な土地（基本無償）であり、関係手続きが完了或いは近々完了見込みであること。

3. 応募期間及び方法

(1) 応募期間

自：令和元年11月12日（火）

至：令和元年12月 3日（火）

※上記期日に間に合わない場合はご相談下さい。

(2) 必要書類

次の書類を郵送又は持ち込みにて提出して下さい。

【受入】

- ① 建設発生土受入申込用紙 → 別添の用紙
- ② 埋立等の許可証の写し
- ③ 受入位置を示した地図

4. 応募後の確認等

応募いただいた土地については、現地立会及びヒアリング等にて、運搬距離、土地の形状、周辺の状態、関係法令等について調査・確認を行い、仮置きに適した土地と認められれば候補地となり、当事務所にて選考させていただきます。

また、選考結果は12月上旬頃に応募者へ通知いたします。

候補地確定後、実際の建設発生土搬入については、当所の事業進捗と調整を図りながら実施することとなりますので、予めご了承ください。特に受入については、令和元年、2年度の工事による建設発生土搬出を想定しております。

5. 受入における留意事項

- ①建設発生土の搬入（運搬）及び受入地での敷均しは当方が行います。（無料）
- ②候補地確定後、他の公共事業から建設発生土搬入の要請があった場合は、公共事業が優先されるため、申し込み時の搬入量を保証することはできません。
- ③搬入する土地に搬入路を確保する必要がある場合、用地買収及び借地契約等の手続きは、申し込み者において行ってください。
- ④搬入に関しては、多数のダンプトラックが走行することになりますので、苦情等が発生しないよう、事前に地域住民等への周知と協力をお願いしていただきます。
- ⑤建設発生土搬入完了後の管理については、土地所有者の責任において行っていただきます。
- ⑥搬入した土砂を営利目的に使用したり、他の箇所へ搬出・転出することはできません。
- ⑦不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、建設発生土を利用する行為は固く禁止します。

7. 問い合わせ及び提出先

国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所

〒866-0831 八代市萩原町1丁目708-2

TEL 0965-32-4135（代表）

FAX 0965-32-1688

担当 工務第一課 吉田, 弓削（内線311、407）

(別 添)

申込日 令和 年 月 日

建設発生土受入申込用紙

国土交通省九州地方整備局
八代河川国道事務所長 殿

郵便番号
住 所
氏 名

建設発生残土の受入について、下記のとおり申し込みます。

○許可等を受けた事業に関する事項

事業名称	
法令等の名称	
許可等の時期及び 許可等の番号	年 月 日 第 号
許可等の区域の位置	
許可等の区域の面積	平方メートル
土砂埋め立て行為を 行う土地の面積	平方メートル
工事予定時期	年 月 日 ~ 年 月 日

○連絡先

所属名称 : _____

担当者氏名 : _____

電話番号 : _____ (内線)